



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年1月19日

コートジボワールシリーズ (2)
～コートジボワール投資促進センター (CEPICI) によるワンストップサービス～

1. コートジボワール投資法典について

(1) 新コートジボワール投資法典の経緯について

2012年の新コートジボワール投資法典(Ordonnance n°2012-487 du 07 juin 2012)は、1995年の旧コートジボワール投資法典 (Loi n° 95 620 du 3 Août 1995 portant CODE DES INVESTISSEMENTS) に取って代わり施行されている。政府の委任立法権限に基づく法規である Ordonnance が法 (Loi) に取って代わった経緯について若干記載する¹。

新コートジボワール投資法典には、決定 (la décision n° 001/ PR du 03 octobre 2011 relative aux ordonnances du Président de la République) が参照されている。その決定は、コートジボワール憲法 48 条に基づくものであり、同 48 条は大統領の非常措置権を定めている。その内容は、要約すると国家体制、独立性等が脅威に晒されその脅威が重大かつ差し迫ったものである場合、大統領は状況に応じた例外措置をとることが出来るというものである。決定内容は、大統領令は憲法所定の手続を免除するものとし (同決定 1 条)、2011 年 1 月 10 日以降の大統領令にも適用される (同決定 2 条) とされている。内戦の影響から混乱した状況下での復興策であると読み取ることができる。

以上の憲法及び決定を準拠した法典であり、非常措置権に基づく政治的な意味合いがあることも否定できないのでどのように定着していくか見極めていく必要があると認識している。

(2) 同法典の内容について

同法典の目的はコートジボワールにおいて生産的な投資、グリーン投資及び社会的責任ある投資を促進優遇することや例えば永続的かつ適切な雇用創造、国内市場において競争力ある商品を生産すること、環境保護や生活向上、農業、観光事業、教育などについて事業を立上げ発展させるについて奨励することである (同 3 条)。外国人も国民と同様の取り扱いを受けるが、内国企業促進の政策がある場合はその限りではない (同 6 条)。投資家は外貨交換の法令を除き外貨にアクセスできる (同 8 条)。会社の取締役の構成員、代表取締役など自由に選任できる (同 14 条)。投資家の一般的な義務も以下の通り規定している。例えば、コートジボワールのサプライヤーや下請を優遇する (同 23 条)、投資家は ISO26000 に記載されているような基準を適用し人権や労働者の権利に関する水準向上に貢献する (同 25 条)、国民を優先的に雇用し地元の協力者の質向上に寄与する (同 26 条)、汚職等を差し控えるべきとし汚職は刑罰に処されるものとする (同 28 条) などの規定がある。

¹コートジボワール憲法においても、大統領は国会に Ordonnance の形をとることの承認を要求することができ、授権法律により定められた期日までに国会に追認の法律案を提出しないと失効する。Ordonnance は法律によってしか改廃できないと規定されている (同 75 条)。

2. コートジボワール投資促進センターについて

同投資法典をベースに、2012年9月6日付 *décret* n°2012-867 における1条により、コートジボワール投資促進センター（CEPICI）が設立された。同庁の権限や組織等は本デクレによって決定されるとされる（同1条）。同庁の主要なミッションは、民間投資を活性化することであり、そのために1）同庁に投資促進のためのワンストップサービスを提供できる権限、2）投資の認可や撤回する権限、3）国民及び外国人の直接投資を誘致促進する権限等を与えている（4条）。

コートジボワールは投資家向けに着々と投資法制を整備している。これにより世界銀行の *Doing Business* ランキングの新規事業開始部門において、コートジボワールは、2014年度の124位から、2015年は44位まで急上昇した²。また、会社設立にかかる期間が、サブサハラ地域では平均27.3日間、又はOECD平均の9.2日間であるのに対して、7日間と評価されている³。過去CEPICIでの申請から登録まで48時間必要であるとされていたが、2014年以降⁴、24時間に短縮された。一連の改革の結果、2014年1月から9月までの間に4000社以上の会社が設立されている⁵。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
FAX(03)3548-2703
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォジュ・ユゴー

² <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/c%3%B4te-divoire>

³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/c%3%B4te-divoire#starting-a-business>

⁴ Arrêté Interministériel n° 186/MIM/MJDHLP/MPMEF/MPMB/MCAPP du 07 mai 2014. 2014年5月7日付省令（アレテ）186/MIM/MJDHLP/MPMEF/MPMB/MCAPP 号

⁵ <http://news.abidjan.net/h/507893.html>